

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2017.3.15

## 国際のETF VIX短期先物指数

追加型投信／海外／その他資産／ETF／インデックス型

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社は「国際のETF VIX短期先物指数」の投資信託約款の変更(受益権の併合および主要投資対象の変更)の手続きの実施を決定しました。

くわしくは、表紙裏面「追加的記載事項」をご確認ください。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	その他資産	ETF	インデックス型	債券 社債	年1回	北米	なし	その他 S&P 500 (VIX短期先物指数)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「国際のETF VIX短期先物指数」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年2月13日に関東財務局長に提出しており、2017年2月14日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額:12兆3,661億円

(2016年11月30日現在)

ホームページアドレス

<http://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:野村信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

## 国際のETF VIX短期先物指数の受益権の併合および 主要投資対象の変更に関するお知らせ

委託会社は、ファンドの投資信託約款について、受益権の併合および主要投資対象の変更を行うため、投資信託約款の重大な内容の変更に係る書面決議(信託約款第49条に規定する「書面決議」をいいます。)手続きを実施することを決定しましたので、お知らせいたします。

なお、上記の詳細については、決定次第お知らせいたします。

### 記

#### ファンドの受益権の併合について

(1)理由

適正な商品性の維持のため、受益権併合を実施するものです。

(2)内容

併合に先立ってお知らせする併合比率による受益権併合を実施します。

(3)併合予定日

平成29年中を予定しています。

(4)書面決議に係る事項

「受益権の併合」に係る投資信託約款の変更を行うため、書面決議の実施を予定しています。書面決議の日程など詳細につきましては決定次第お知らせいたします。

## ファンドの主要投資対象の変更について

### (1)理由

金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2ならびに一般社団法人投資信託協会規則「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2(信用リスク集中回避のための投資制限)および第17条の3(信用リスク集中回避のための投資制限の例外)の規定(実施日(平成26年12月1日)から起算して5年間の適用除外の経過措置期間が設けられています。)を遵守するため、主要投資対象を変更するものです。

### (2)内容

主要投資対象を指数連動有価証券から、外国有価証券指数等先物取引に係る権利および米国国債等に変更するものです。

### (3)変更予定日

平成30年中を予定しています。

### (4)書面決議に係る事項

「主要投資対象の変更」に係る投資信託約款の変更を行うため、書面決議の実施を予定しています。書面決議の日程など詳細については決定次第お知らせいたします。

ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

# 1 ファンドの目的・特色

## ● ファンドの目的

指数連動有価証券への投資を通じて、基準価額の変動率を、円換算したS&P 500 VIX短期先物指数(S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return)の変動率に一致させることを目指して運用を行います。

## ● ファンドの特色

- ① 指数連動有価証券への投資を通じて、基準価額の変動率を円換算したS&P 500 VIX短期先物指数(S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。)の変動率に一致させることを目指します。

<S&P 500 VIX短期先物指数について>

S&P 500 VIX短期先物指数とは、CBOE\*1先物取引所(CBOE Futures Exchange)に上場されているVIX指数\*2先物の第1限月と第2限月をロールオーバー\*3した場合のリターンを指数化したものです。

\*1 Chicago Board Options Exchange(シカゴオプション取引所)

\*2 VIX指数について

「VIX」とは、ボラティリティ・インデックス(Volatility Index)を指します。VIX指数とは、CBOEがアメリカの主要株価指数の1つであるS&P500種指数のオプション取引の値動きをもとに算出・公表するものであり、将来の株式市場に対する投資家心理を示すものとして利用されています。数値が高いほど投資家が相場の先行きに不透明感を持っているとされます。

\*3 日次にて、買い建てていた第1限月を売却、第2限月を買付ける取引を行い、それぞれの限月に係る取引の加重平均した残存日数を1か月に維持しています。

- 指数連動有価証券\*4を主要投資対象とします。

\*4 指数連動有価証券とは、対象指数(対象指数を円換算したものを含みます。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(社債)をいいます。

当ファンドにおける指数連動有価証券への投資について

投資する指数連動有価証券(社債)の選定にあたっては、発行条件を重視することにより、1つの発行体が発行する指数連動有価証券への投資比率が、当ファンドの純資産総額に対しほぼ100%となることがあります。(発行体の信用状況等を勘案して複数の発行体が発行する指数連動有価証券に投資する場合があります。)

- 基準価額の変動率を、円換算した対象指数(ベンチマーク)\*5の変動率に一致させることを目指します。

\*5 円換算した対象指数(ベンチマーク)とは、対象指数に、対象指数の算出日の翌営業日の対顧客電信売買相場仲値をかけて計算したものをいいます。

・ 取得申込みに伴い、円換算した対象指数との連動性を維持することを目的として、当日中に当該取得申込みに係る金額相当分について指数連動有価証券の買付けを行う場合があります。この場合、一時的に、指数連動有価証券への投資比率が当ファンドの純資産総額に対し100%を超過することがあります。

(注) ・ 当ファンドは、あくまでも円換算した「S&P 500 VIX短期先物指数」に連動する投資成果を目指すものであり、円換算した「VIX指数」に連動する投資成果を目指すものではありません。

・ 当ファンドは、中長期的には時間的価値の減価などによる影響を受ける傾向があると考えられます。  
・ VIX指数が変動を繰り返して元の水準に戻った場合でも、当ファンドの基準価額が元の水準に戻るとは限りません。

- 市況動向等によっては、外国有価証券指数等先物取引\*6を利用する場合があります。

この場合、先物取引の約定価格と終値との価格差等の要因により、一時的に、投資比率が当ファンドの純資産総額に対し100%を超過することがあります。

\*6 外国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引と類似の取引をいいます。

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

\*資金動向や市況動向等の事情によっては、①のような運用ができない場合があります。

## ② 年1回決算を行い、収益の分配を行います。

- 毎年11月14日に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

### 【収益分配方針】

- 分配対象収益額の範囲は、経費控除後の配当等収益の全額とします。売買益(評価益を含みます。)からの分配は行いません。
- 分配対象収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

**\*将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。**

## ③ 受益権は金融商品取引所に上場されています。

- 受益権が上場されている金融商品取引所は、東京証券取引所です。(上場日:2010年12月20日)
- 東京証券取引所の取引時間中であればいつでも次により売買することができます。
  - ・ 売買単位は1口単位です。
  - ・ 売買手数料は、取次ぎの証券会社が独自に定める金額とします。
  - ・ 売買方法は原則として株式と同様です。  
くわしくは取次ぎの証券会社へお問い合わせください。

Standard & Poor's® S&P® S&P 500® Standard & Poor's 500® S&P 500 VIX Short-Term Futures™は、スタンダード&プアーズファイナンシャル サービスズ エル エル シー (以下S&P)が所有する登録商標であり、三菱UFJ国際投信株式会社に対して利用許諾が与えられています。VIXは、Chicago Board Options Exchange, Incorporated (以下CBOE)が所有する登録商標であり、S&Pに対して利用許諾が与えられています。S&P、及びその関係会社、もしくはCBOEは「国際ETF VIX短期先物指数」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。S&P及びCBOEは、当指数の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。S&P及びCBOEは、当指数に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。S&P及びCBOEは、当指数又はそれらに含まれるデータの使用により、三菱UFJ国際投信株式会社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。

## ● 主な投資制限

外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
投資信託証券への投資 ※上場投資信託証券*を除きます。	投資信託証券への投資割合は、当ファンドの純資産総額の5%以内とします。

\*金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。

## 2 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

#### 価格変動リスク

当ファンドの対象指数であるS&P 500 VIX短期先物指数は、VIX指数先物取引の価格に基づくものであり、VIX指数の算出元であるS&P500種指数のオプション取引の価格の影響により変動します。当ファンドは、主に対象指数に連動する投資成果を目的として発行された有価証券に投資しますので、対象指数が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

なお、一般的に、対象指数の値動きは株式市場の値動きとは異なり、また、その変動幅は大きい傾向にありますので、十分ご注意ください。

#### 為替変動リスク

当ファンドは、主に米ドル建の債券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

#### 信用リスク (デフォルト・ リスク)

・投資している有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

・指数連動有価証券への投資にあたっては、1つの発行体が発行する指数連動有価証券への投資比率が当ファンドの純資産総額に対しほぼ100%となることがあります(発行体の信用状況等を勘案して複数の発行体が発行する指数連動有価証券に投資する場合があります。)。当該発行体の信用状況の著しい悪化等によりデフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じた場合には、一時的に基準価額の算出が困難となることがあり、また、信託財産が毀損されることにより算出可能後の当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

### <<円換算した対象指数と当ファンドの基準価額の主な乖離要因>>

当ファンドは、指数連動有価証券への投資を通じて、基準価額の変動率を円換算した対象指数の変動率に一致させることを目指しますが、次のような要因により、円換算した対象指数と基準価額の値動きが一致しない場合があります。

- 当ファンドの信託報酬や、投資している指数連動有価証券の保有にかかる費用等の負担があること
- 指数連動有価証券の売買単位未満の金銭を保有するなどの影響で、指数連動有価証券の投資比率が必ずしも当ファンドの純資産総額の100%とならないこと
- 資金の流出入と、当該資金の流出入に伴う指数連動有価証券の売買との間に時間差が生じること
- 外貨建資産の評価に用いる対顧客電信売買相場の仲値が、公表後に修正される場合があること

※上記は主な乖離要因であり、これらに限定されるものではありません。

## ● その他の留意点

- 当ファンドの受益権は、金融商品取引所に上場され、当該金融商品取引所で取引されます。その取引価格は、当該金融商品取引所における需給関係によって形成されるため、必ずしも対象指数や基準価額と一致した推移とならず、一般に乖離が生じます。
- 分配対象収益の全額を分配することを原則としますが、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。特に、当ファンドの主要投資対象である指数連動有価証券からは、原則として配当等収益は得られないことから、分配金額がゼロとなることが想定されます。
- 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合または対象指数が廃止された場合は、繰上償還されます。
- 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

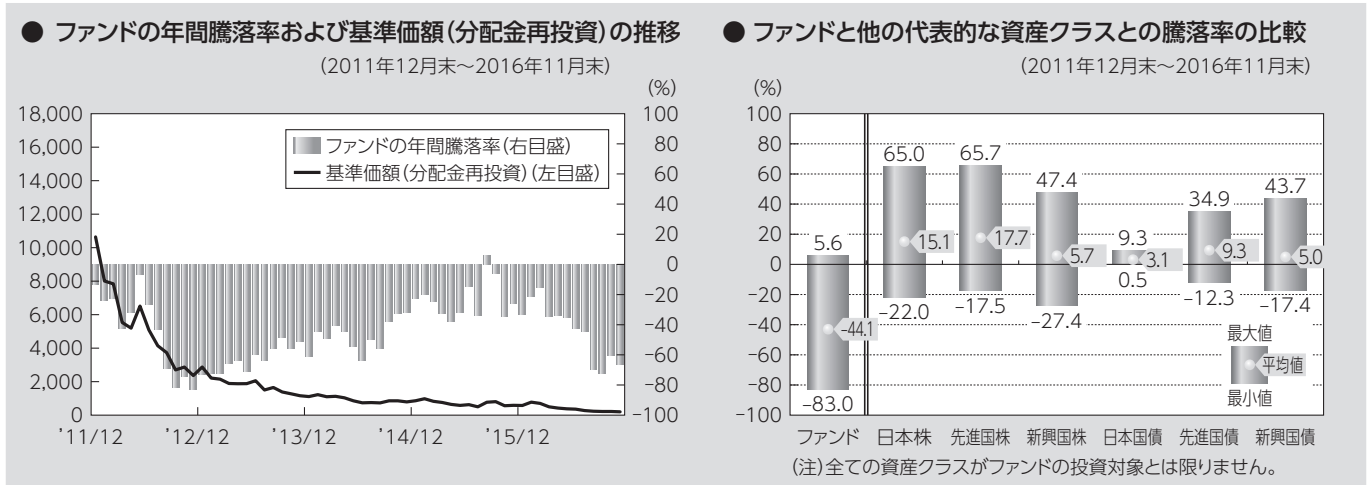
## ● リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

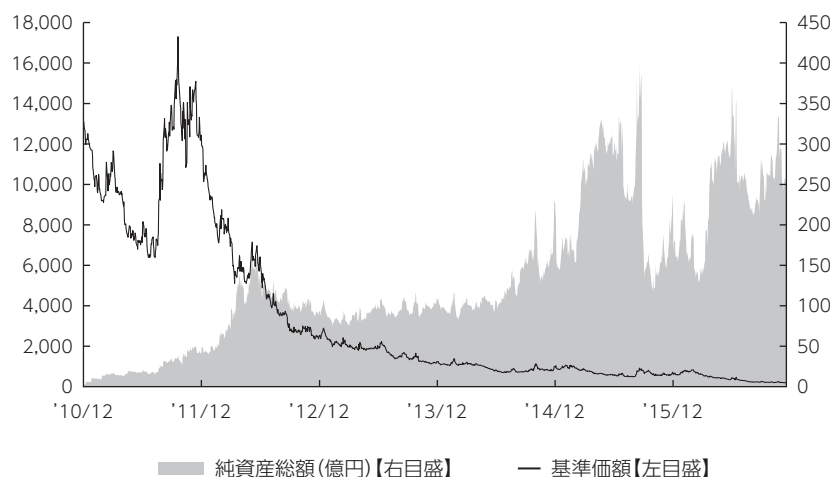
### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



### ■ 基準価額・純資産の推移 2010年12月15日(設定日)～2016年11月30日



・基準価額は13,092(当初元本1口当たり)を起点として表示  
 ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■ 基準価額・純資産

基準価額	198円
純資産総額	254.6億円

### ■ 分配の推移

2016年11月	0円
2015年11月	0円
2014年11月	0円
2013年11月	0円
2012年11月	0円
2011年11月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1口当たり、税引前

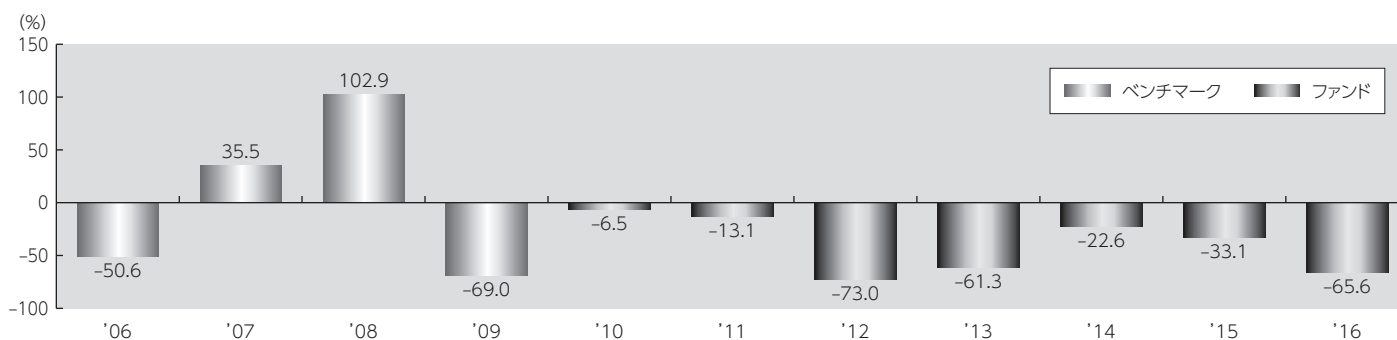
### ■ 主要な資産の状況

種別構成	比率
社債	99.7%
コールローン他 (負債控除後)	0.3%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 VIX SHORT BARC2012 NOTE	社債	アメリカ	48.2%
2 VIX SHORT JPM1703 NOTE	社債	アメリカ	37.8%
3 VIX SHORT JPM1703N1 NOTE	社債	アメリカ	13.7%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)  
 ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

### ■ 年間収益率の推移



・収益率は基準価額で計算  
 ・2010年は設定日から年末までの、2016年は年初から11月30日までの収益率を表示  
 ・2009年以前はベンチマークの年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
 ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、追加設定時信託財産留保額を加えた価額 ※基準価額は1口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
当初元本	1口につき、13,092円
換金単位	1万口以上1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から解約時信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	<p>次のいずれかに該当する場合は、購入・換金はできません。</p> <p>&lt;購入&gt;</p> <p>①購入申込受付日またはその翌営業日が、次のいずれかの日(以下「海外休業日」といいます。)に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• CBOE*1先物取引所(CBOE Futures Exchange)の休業日</li> <li>• ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>• ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>• ロンドン証券取引所の休業日</li> <li>• ロンドンの銀行の休業日</li> </ul> <p>②購入申込受付日が、「国内休業日*2、かつ海外休業日でない日」の前営業日に該当する場合</p> <p>③購入申込受付日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日(ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日)に該当する場合</p> <p>④上記①～③のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合</p> <p>*1 Chicago Board Options Exchange(シカゴオプション取引所)</p> <p>*2 日本における委託会社または受託会社の休業日をいいます。</p> <p>&lt;換金&gt;</p> <p>①換金申込受付日またはその翌営業日が、海外休業日のいずれかに該当する場合</p> <p>②換金申込受付日が、「国内休業日、かつ海外休業日でない日」の前営業日に該当する場合</p> <p>③換金申込受付日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内の日(ただし、計算期間終了日が国内休業日の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内の日)に該当する場合</p> <p>④換金申込受付日から起算して5営業日目までの期間に海外休業日がある場合の当該申込受付日</p> <p>⑤上記①～④のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めた場合</p> <p>なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては受け付けることができます。</p>
申込締切時間	原則として、午後3時までには販売会社が受け付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2017年2月14日から2018年2月13日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
購入制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の購入のお申込みに制限を設ける場合があります。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。

購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、購入申込に伴う指数連動有価証券への投資ができない場合、換金に伴う指数連動有価証券の売却等ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2010年12月15日設定)
繰上償還	<p>以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当ファンドの受益権の総口数が1万口を下回るようになった場合</li> <li>・円換算した対象指数の変動率と基準価額の変動率とが継続して著しく乖離している場合</li> <li>・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> <p>なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合または対象指数が廃止された場合には、繰上償還となります。</p>
決算日	毎年11月14日
収益分配	年1回の決算時に分配を行います。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書(全体版)の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認ください。
課税関係	<p>課税上は、上場証券投資信託として取扱われます。</p> <p>上場証券投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。</p> <p>ただし、上記制度の適用を受けるためには、分配金の受取方法として、「分配金を販売会社の口座で受領する方法(株式数比例配分方式)」を選択する必要があります。</p> <p>くわしくは、販売会社にお問合わせください。</p> <p>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</p>

## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	上限37,800円(税抜 35,000円)として、販売会社が独自に定める額、または購入価額に上限3.24%(税抜 3.00%)として、販売会社が独自に定める率をかけた額	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
換金時手数料	支払先	換金時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	上限37,800円(税抜 35,000円)として、販売会社が独自に定める額、または換金価額に上限3.24%(税抜 3.00%)として、販売会社が独自に定める率をかけた額	換金に関する事務手続等
(換金される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
追加設定時 信託財産留保額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%をかけた額		
解約時 信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%をかけた額		

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 <b>年率0.3888%(税抜 年率0.3600%)以内</b> をかけた額										
	$1\text{口当たりの信託報酬} = \text{保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)$ <p>※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。</p> <p>各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>配分(税抜)</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.3100%</td> <td>当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0500%</td> <td>当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p>			支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	0.3100%	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	受託会社	0.0500%
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容									
委託会社	0.3100%	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等									
受託会社	0.0500%	当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等									
その他の費用・ 手数料	<p>以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査法人に支払われる当ファンドの監査費用</li> <li>・ 指数連動有価証券の保有にかかる費用</li> <li>・ 有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料</li> <li>・ 有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用</li> <li>・ その他信託事務の処理にかかる諸費用 等</li> </ul> <p>また、指数連動有価証券の保有にかかる費用は、当ファンドが組入れている指数連動有価証券の時価相当額に対して、<b>年率0.6%程度</b>となります。(ただし、当該費用は、あくまでも2016年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。)</p> <p>上記のほか、以下の費用・手数料についても当ファンドが負担する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益権の上場にかかる費用</li> <li>・ 対象指数についての商標使用料 等</li> </ul> <p>※指数連動有価証券の保有にかかる費用以外の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>										

※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。  
 ※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

## ●税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
売却時、換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2016年11月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。







目論見書を読み解くガイド

<http://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>